

速 報

最高裁が不当労働行為を認定!

名古屋車両所分会・掲示物撤去事件で完全勝利!

最高裁判所第二小法廷は10月15日、名古屋車両所分会等が救済を申し立てていた掲示物不当撤去事件について、会社の上告受理申立を上告審として受理しない決定を下しました。

これにより、東京高等裁判所が認定した会社による5件の組合掲示物撤去が不当労働行為として確定しました。

調 書 (決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおりと決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成26年10月15日

最高裁判所第二小法廷